

江府町告示第 6 号

江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業実施要綱の改正をここに公布する。

令和 7 年 2 月 27 日

江府町長 白石祐治

江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業実施要綱の一部を改正する要綱

江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業実施要綱（平成29年6月9日江府町訓令第67号）の一部を以下のとおり改正する。

新	旧
<p>(補助の対象者)</p> <p>第4条 補助を受けることができる者は、江府町内に住所を有し、飼い主のいない猫に手術を受けさせようとする者（当該手術について他の団体から補助その他の助成措置を受ける者を除く。）とする。</p> <p>(補助金)</p> <p>第5条 手術に要した費用に対する補助の額は、当該手術に要した費用の額（上限10,000円）とする。</p> <p>2 前項に規定する補助金(以下「補助金」という。)は、毎年度、予算の範囲内で交付するものとする。</p> <p>(交付申請及び実績報告)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飼い主のいない猫に対する手術の実施後に、手術を終えた日から30日以内又は手術を終えた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。</p> <p>(1) 手術後の写真(猫の全身及び耳カットが確認できるもの)。</p> <p>(2) 手術に関わる動物病院の領収書</p> <p>(3) その他の町長が必要と認める書類</p> <p>(交付額の決定)</p> <p>第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容</p>	<p>(補助の対象者)</p> <p>第4条 補助を受けることができる者は、江府町内に住所を有し、飼い主のいない猫の手術に手術に取り組み集落やボランティア団体等の代表者(当該手術について他の団体から補助その他の助成措置を受ける者を除く。)とする。</p> <p>(補助金)</p> <p>第5条 手術に要した費用に対する補助の額は、当該手術に要した費用の額とし、手術費の1/2（上限10,000円）とする。</p> <p>2 前項に規定する補助金(以下「補助金」という。)は、毎年度、予算の範囲内で交付するものとする。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、猫1頭ごとに飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助申請書(様式第1号)に対象の猫が確認できるカラー写真を添付して、江府町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(交付の決定)</p> <p>第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査</p>

を審査し、補助金の交付の可否及び金額を確定し、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付額確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(手術の実施)

削除

(実績報告等)

削除

(助成金の額の確定等)

削除

(交付の請求)

第8条 補助決定者は、補助金等の交付の請求をしようとする時は、補助金交付請求書(様式第3号)を江府町長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第9条 (略)

及び現地調査等により補助金の交付の可否を決定し、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付可否決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(手術の実施)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、決定通知書に記載された有効期限までに、対象の猫に手術を受けさせなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助決定者は、対象猫の手術が完了したときは、速やかに補助事業等完了届(様式第3号)を江府町長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第10条 江府町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業交付確定通知書(様式第4号)により当該報告に係る補助決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助決定者は、前条の規定により補助金の額が確定された後速やかに、当該補助金の交付を江府町長に補助金交付請求書(様式第5号)にて請求しなければならない。

2 江府町長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該補助金を、交付するものとする。

(決定の取消し等)

第12条 (略)

(手術等に伴う責任)

第10条 (略)

(その他)

第11条 (略)

様式第1号

江府町長 様 申請者 住所 氏名 電話番号 印

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書北見県報告書

次のとおり飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を実施したので、江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業実施要綱第6条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

1. 補助金の交付申請額 金 円

2. 飼い主のいない猫の鑑別

飼い主のいない猫とする根拠	江府町	種類	その他
飼い主のいない猫に不妊・去勢の手術を受けさせることにより被った損害及び第三者に対して与えた損害については、自己の責任により対応することを誓約します。	申請者氏名	印	

3. 手術を受けた猫

保護した場所	江府町	種類	その他
手術する猫	性別	オス・メス	その他
手術動物病院	毛色		
手術実施日	年 月 日		
補助申請額	円 (1頭につき上限10,000円)		

※2 四口からは別紙に記載。

【添付書類】

1) 猫の手術後の写真(猫の全身及び正カットが鑑別できるもの)

2) 不妊・去勢手術費の領収書(診療の内容について明記されたもの)

(手術等に伴う責任)

第13条 (略)

(その他)

第14条 (略)

様式第1号

江府町長 様 申請者 住所 氏名 電話番号 印

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助申請書

次の猫は、江府町内に生息しており、飼い主がいないことを鑑別しましたので、次のとおり補助金の交付を申請します。

猫の主な生息地 江府町 種類 付近

手術する猫	性別	オス・メス	その他
毛色			
補助申請予定額	円 【手術費の1/2(上限10,000円)】		

飼い主のいない猫とする根拠

鑑別書類

●手術後 [手術を受ける猫のカラー写真]
[判別の為耳先カットした猫の写真] を持ってきます。

現状と期待される効果

現状・効果・

飼い主のいない猫に不妊・去勢の手術を受けさせることにより被った損害及び第三者に対して与えた損害については、自己の責任により対応することを誓約します。

申請者氏名 印

(削除)

(削除)

様式第 2 号

様	第 号
江府町長	年 月 日
江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付額確定通知書	
年 月 日付けで申請のありました江府町飼い主のいない猫の不妊去勢手術に係る補助金の交付について、江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業実施要綱の規定により、下記のとおり確定したので通知します。	
記	
交付確定額	円

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様	第 号
江府町長	年 月 日
江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業交付確定通知書	
年 月 日付けで完了届のありました飼い主のいない猫の不妊去勢手術に係る補助金の交付について、江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業実施要綱の規定により、下記のとおり確定したので通知します。	
記	
確定額	

補助金交付請求書

一 金 円

これは 年 月 日 受発 第 号をもって交付確定通知のあった
飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
氏 名 印

江府町長 様

補助金交付請求書

一 金

これは 年 月 日 受発 第 号をもって交付確定通知の
あった飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
団体名
代表者氏名 印

江府町長 様

附則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行前の飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施分は、従前の例によるものとする。

年 月 日

江府町長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書

次のとおり飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を実施したので、江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業実施要綱第6条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

1. 補助金の交付申請額 金 _____ 円

2. 飼い主のいない猫の確認

飼い主のいない猫とする根拠	
飼い主のいない猫に不妊・去勢の手術を受けさせることにより被った損害及び第三者に対して与えた損害については、自己の責任により対応することを誓約します。	
申請者氏名 ㊟	

3. 手術を受けた猫

	保護した場所	江府町			付近
	1	手術する猫	性別	オス ・ メス	種類
毛色				その他	
	手術動物病院				
	手術実施日	年 月 日			
	補助申請額	円 (1頭につき上限10,000円)			

※2匹目からは別紙に記載。

【添付書類】

- 1) 猫の手術後の写真(猫の全身及び耳カットが確認できるもの)
- 2) 不妊・去勢手術費の領収書(診療の内容について明記されたもの)

様式第 1 号別紙

2	保護した場所	江府町			付近
	手術する猫	性別	オス ・ メス	種類	
		毛色		その他	
	手術動物病院				
	手術実施日	年 月 日			
補助申請額	円 (1頭につき上限 10,000 円)				

3	保護した場所	江府町			付近
	手術する猫	性別	オス ・ メス	種類	
		毛色		その他	
	手術動物病院				
	手術実施日	年 月 日			
補助申請額	円 (1頭につき上限 10,000 円)				

4	保護した場所	江府町			付近
	手術する猫	性別	オス ・ メス	種類	
		毛色		その他	
	手術動物病院				
	手術実施日	年 月 日			
補助申請額	円 (1頭につき上限 10,000 円)				

5	保護した場所	江府町			付近
	手術する猫	性別	オス ・ メス	種類	
		毛色		その他	
	手術動物病院				
	手術実施日	年 月 日			
補助申請額	円 (1頭につき上限 10,000 円)				

6	保護した場所	江府町			付近
	手術する猫	性別	オス ・ メス	種類	
		毛色		その他	
	手術動物病院				
	手術実施日	年 月 日			
補助申請額	円 (1頭につき上限 10,000 円)				

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

江府町長

江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました江府町飼い主のいない猫の不妊去勢手術に係る補助金の交付について、江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業実施要綱の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額

円

補助金交付請求書

一金 円

これは 年 月 日受発 第 号をもって交付確定通知のあった
飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

江府町長 様